

第五十九号

徳島県立学校使用料、手数料徴収条例の一部改正について

徳島県立学校使用料、手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十六年二月十七日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県立学校使用料、手数料徴収条例の一部を改正する条例

徳島県立学校使用料、手数料徴収条例（昭和二十三年徳島県条例第十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項を削り、同条第二項各号列記以外の部分を次のように改める。

高等学校の在学者は、次の授業料又は受講料を納付しなければならない。ただし、定時制の課程の在学者で通信制の課程を併修する者にあつては、その者が定時制の課程在学中に履修する科目に係る受講料は、納付することを要しない。

第三条第二項第一号中「千七百五十円」を「千七百四十円」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「千七百五十円」を「千七百四十円」に改め、同項を同条第二項とする。

第四条第一項中「毎月十日（四月及び一月については、十五日とする。）」を「毎月末日」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第四条の二 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第四条の認定を申請した者に係る授業料又は受講料については、前条第一項及び第三項の規定にかかわらず、知事が別に定めるところにより納付しなければならない。

附 則

- 1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。
- 2 公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第九十号）附則第二条第二項に規定する者に係るこの条例の施行の日以後の徳島県立学校（特別支援学校及び中学校を除く。）の授業料及び受講料の徴収については、なお従前の例による。この場合において、改正前の第三条第一項第二号中「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律」とあるのは「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第九十号）附則第二条第二項の規

定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律」と、「法」とあるのは「旧法」と、同号イ中「法」とあるのは「旧法」とする。

提案理由

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部が改正され、授業料の不徴収制度が廃止されたこと及び保護者等の経済的負担を軽減する必要があると認められる生徒に対し高等学校等就学支援金を支給することとされたことに伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。